

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 道路河川課
委託業務番号	令和4年度 道河委第11号
委託業務名称	橋梁(嵯峨山橋他)補修工事積算及び施工管理業務委託
委託業務場所	長浜市鍛冶屋町他
業務の概要	当初設計書作成 1本、施工管理 2回、変更設計書作成 1本
履行期間	令和4年4月28日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月27日
契約額(税込)	3,707,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市野路六丁目9番23号 [商号又は名称] 公益財団法人 滋賀県建設技術センター
契約相手方の選定理由	同等の橋梁補修工事の実績があり、業務内容に精通しており、積算及び現場管理・変更積算が迅速に実施できることが見込まれる。また、積算の内容については、高い守秘義務が求められることから、県内において、設計積算の指導を行っている滋賀県建設技術センターに委託を行うもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>